

東日本大震災による災害廃棄物の搬入について

○災害廃棄物仮置場は平成25年3月末で一切の処理を完了し、閉鎖する予定です。

○搬入は平成25年2月末までとなりますのでよろしくお願ひします。

以下の点に留意してご利用願ひします。

搬入場所	受 付	搬入できるもの	有 効 期 間
黄金山 災害廃棄物仮置場	月曜～土曜 (日曜、祝日は閉鎖) 午前 9時～12時 午後 1時～4時	建物を解体した廃材 (瓦、木材、鉄くず、壁類、コンクリート、 ブロック、ガラス等) ※さまざまな種類が混入しているものは 受付できません、分別してから搬入願ひします。	発行した日から 1ヶ月間となります。 (期間中に終了しない 場合は更新が必要です。)

大崎広域東部 クリーンセンター TEL 0229-43-2597	月曜～金曜 午前8時30分～12時 午後1時～4時30分	燃えるごみ (被災した畳・布団等、草木は対象外) ※判断に困るものは直接施設のほうへ お問い合わせください。	発行した日から 1ヶ月間となります。 (期間中に終了しない 場合は更新が必要です。)
--	--	---	---

大崎地域 リサイクルセンター TEL 0229-28-1756	月曜～金曜 午前8時30分～12時 午後1時～4時30分	燃やせないごみ (食器、ガラス、素材が複合しているもの等) 判断に困るものは直接施設のほうへ お問い合わせください。	発行した日から 1ヶ月間となります。 (期間中に終了しない 場合は更新が必要です。)
---------------------------------------	--	---	---

《 注 意 ! 》

※大崎広域東部クリーンセンター、大崎地域リサイクルセンターへの搬入する際、業者に運搬を委託する方は1回目だけ申請者の方も同行願ひします。
※本証は東日本大震災で罹災したものに対する搬入許可証となります。被害のないものや、不要になったから廃棄するといった物品は受入出来ません。また、建物の解体後、新築や修繕で出た材料の切れ端や残材も同様に搬入することは出来ませんのでご了承願ひします。